

減免制度のお知らせ

世帯の総収入額が、離職や病気など特別な事情により減少した時、家賃の減免申請をすることにより家賃の負担が下がることがあります。

住宅家賃の減免にあたっては、入居者全員の現在の収入状況を確認させていただきます。入居者全員の、申請時現在の収入および控除内容などを確認できる証明書類をご用意ください。

減免家賃は、申請書および添付書類を受け付けた日の翌月分から適用し、減免期間は、原則として3か月とします。

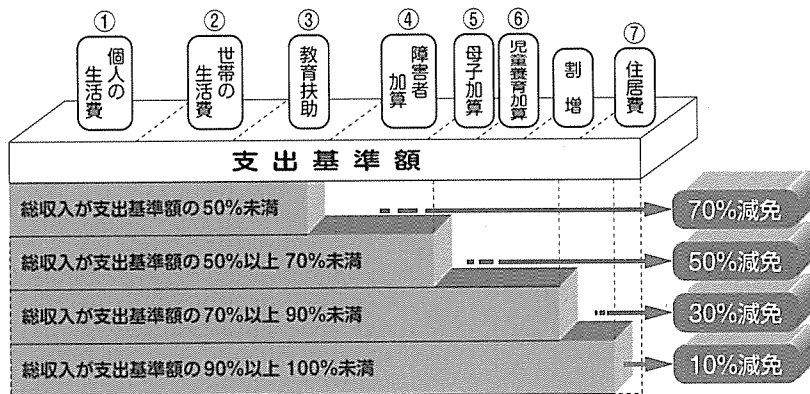
なお、家賃の滞納がある場合は、原則として減免できません。

減免が適用されるのは、「家賃階層が1階層(注1)」であり、かつ「世帯の総収入(注2)が、世帯ごとに算定した支出基準額に満たない世帯」です。

減免率は、「支出基準額」と世帯の総収入の割合に応じ、下図のように決定します。算出方法は裏面の計算書を参照ください。

(注1) 政令月収が、104,000円以下の人が対象です。

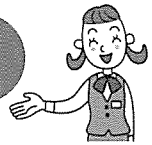
(注2) 総収入は、課税収入と非課税収入の合計額です。



支出基準額とは

世帯における標準的な年間生活費の総額を算出したもので、食費などの「個人の生活費」と、光熱水費などの「世帯の生活費」、「教育扶助費」、そして「障害者、母子、児童養育加算」の総額に割増率を乗じたものに「住居費」を加えたものです。

支出基準額の算出と減免の計算



※10円未満の端数は切り上げです

① 個人の生活費 個人ごとに、年齢に応じて算出します 個人の生活費(年額)…世帯人数分を合算

年齢(1/1 現在)	人数	個人生活費	計
0~2		250,800	
3~5		316,200	
6~11		408,840	
12~19		504,960	
20~40		483,240	
41~59		458,160	
60~69		433,200	
70~		388,080	
世帯人数		合算額	

※世帯人数が4人の場合 合算額×0.95
 ※世帯人数が5人以上の場合 合算額×0.9

② 世帯の生活費 世帯ごとに、世帯人数に応じて算出します 世帯の生活費(年額) + 冬季加算(年額)

世帯人数	世帯生活費	冬季加算	計
1人	521,160	15,450	536,610
2人	576,840	20,000	596,840
3人	639,480	23,850	663,330
4人	661,920	27,050	688,970
以降1人増毎	+5,280	+1,000	+6,280

③ 教育扶助 個人ごとに、年齢に応じて算出します

区分	人数	扶助額	計
小学生 4/1現在で6~11歳		110,520	
中学生 4/1現在で12~14歳		118,680	
高校生 4/1現在で15~17歳		144,120	
合 計			<input type="text" value="C"/>

④ 障害者加算 個人ごとに、障害の程度に応じて算出します

区分	人数	加算額	計
身障1・2級等		322,200	
身障3・4級等		214,680	
合 計			<input type="text" value="D"/>

⑤ 母子加算 父母の一方もしくは、両方がかけている、またはこれに準ずる世帯での児童数に応じて算出します

児童の数	加算額
児童1人	279,120
児童2人	301,200
児童3人以上	301,200+11,280×(児童数-2)

児童は、4/1現在で17歳以下(児童が障害者の場合は、1/1日現在で20歳未満)をいいます。

⑥ 児童養育加算 4/1現在で14歳以下の児童がいる場合に算出します

児童	年齢	人数	加算額	計
第1子及び第2子	3歳未満		180,000	
	3歳以上 中学校終了前		120,000	
第3子以降	小学校終了前		180,000	
	中学生		120,000	
合 計			<input type="text" value="F"/>	

割増 A~Fの総額に1.2を乗じて算出します

※養育者の方がD・E両方に該当する場合、調整することがあります。

+ +
 + +
 ×1.2 =

⑦ 住居費 当該住宅の1階層家賃額(住居外家賃は含めない)

家賃額 ×12 =

+
 =

収入比率の計算

÷ ×100 = %

減免率	収入比率
70%	0% ~ 50%未満
50%	50% ~ 70%未満
30%	70% ~ 90%未満
10%	90% ~ 100%未満

% → %

世帯の収入の計算

名前	収入の内容	収入額
		<input type="text" value="総収入額"/>

